

液石法改正に関する自主取組み宣言

お客さまがお使いの LP ガスに関する法律「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の施行規則(省令)が一部改正されました。

鹿児島酸素株式会社はこれを遵守するために様々なサービスの開発・ご提供に努め、お客様から選択される LP ガス事業者であり続けるため取組んで参ります。

【改正内容】

1. 過大な営業行為の制限

新たなガス供給先を獲得することを目的として次の方々に過大な利益供与を行うことはありません。

- 1) 賃貸集合住宅(マンション、アパート等の所有者等)
- 2) 上記住宅の賃貸、管理等を業務とされている方々
- 3) 上記住宅の建設を行った事業者の方々

上記1)～3)の方々からガス供給権を条件に「過大な利益供与」を求められた場合には一切応じないことと致します。

2. 三部料金制の徹底(設備料金の外出し表示・計上禁止)

- 1) 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制(設備費用外出し表示)の採用
- 2) 賃貸住宅向け LP ガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止
- 3) 電気エアコンやインターホン等、LP ガス消費と関係のない設備費用の LP ガス料金への計上禁止

3. LP ガス料金等の情報提供

現在、弊社がガス供給を行っている、若しくは今後ガス供給を行うことになる賃貸集合住宅に入居あるいは決定された方々に下記の措置を講じます。

- 1) 入居希望者への LP ガス料金の事前提示の努力義務(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)
- 2) 入居希望者から LP ガス事業者に対して直接要請があった場合は、料金情報を提供できるよう努めます。

2024年6月 17 日
鹿児島酸素株式会社